

設立・開業一年後支援金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、設立・開業一年後支援金（以下「支援金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために設置された施設又は区画をいう。
- (2) 創業支援資金 鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に定める創業支援資金をいう。
- (3) 新規開業・スタートアップ支援資金（女性、若者／シニア起業家支援関連）株式会社日本政策金融公庫の実施する新規開業・スタートアップ支援資金（女性、若者／シニア起業家支援関連）による融資をいう。

(支給目的)

第3条 本支援金は、新たに開始した事業を、創業支援資金又は新規開業・スタートアップ支援資金（女性、若者／シニア起業家支援関連）（以下単に「新規開業・スタートアップ支援資金」という。）による融資を受けて1年間継続し、今後も事業継続の意思がある事業者に対して支援を行うことにより、事業継続意欲の一層の醸成を図るとともに、地域における新たな創業者の創出を促すことを目的に支給する。

(支給対象者の要件)

第4条 本支援金の支給対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本支援金の申請日（以下「申請日」という。）において、事業所を有して現に事業を1年以上実施するとともに、今後も事業を継続する意思を有し、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する認定創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業による支援を受けたことについて鳥取県内市町村長の証明を受けた者
 - イ 鳥取県内の各商工団体（各商工会議所、各商工会又は鳥取県中小企業団体中央会）の代表者が上記に準じる者として認めた者
- (2) 創業支援資金又は新規開業・スタートアップ支援資金を受けるため金融機関と金銭消費貸借契約（以下「金消契約」という。）を締結した者であること。

ただし、日本政策金融公庫は新規開業・スタートアップ支援資金の利用者（制度が変更された場合は、同等の制度の利用者）のみを対象とする。
- (3) 令和4年4月1日以降における前号による融資総額（融資が複数ある場合はその合算額）が200万円以上で、かつ当該融資総額に係る融資期間（据置期間を含む。以下同じ。）が1年以上となる者であること。
- (4) 前号の融資総額要件を満たす融資を受けた日から申請日までの間が1年以上あり、かつ申請日が前号の融資期間内にある者であること。
- (5) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(本支援金の支給額等)

第5条 本支援金の支給額は、次表の区分により決定する。

融資制度区分	支給対象者区分	
	法人	個人事業主
創業支援資金	25 万円	15 万円
新規開業・スタートアップ支援資金	10 万円	5 万円

- 2 創業支援資金及び新規開業・スタートアップ支援資金のいずれの融資も受けている場合の融資制度区分は、創業支援資金とする。
- 3 支給対象者区分は、申請日における支給対象者の区分による。
- 4 本支援金の支給は、一事業者につき一回限りとする。

(申請の時期等)

第6条 本支援金の申請は、第4条第3号の融資総額要件を満たす融資を受けた日の1年後の同日から6か月が経過する日までの間に行うものとする。

(申請方法)

第7条 本支援金の申請を行う者(以下「申請者」という。)は、様式第1号による設立・開業一年後支援金支給申請書に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 金消契約を証明する書類(融資に係る償還(計画)表、利息計算書、支払明細書等の写し等)
- (2) 金融機関へ利子を支払っていることが証明できる資料(申請日から直近2か月分の取引明細書又は通帳の写し等)
- (3) 第4条第1号の要件を満たすことが証明できる資料(市町村、商工団体による証明書の写し等)
- (4) 法人の場合は法人登記の証明書類の写し(登記事項証明書、履歴事項全部証明書等)
- (5) 個人事業主の場合は開業届の控えの写し
- (6) 新規開業・スタートアップ支援資金を受けた場合は、融資を受けたことを証明する書類(株式会社日本政策金融公庫が発行)
- (7) その他必知事が必要に応じて求める書類

(支給の決定及び実施)

第8条 本支援金の支給決定は、原則として、前条による申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本支援金の支給決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 本支援金の支給は、第1項の支給決定に基づき、速やかに実施するものとする。

(不支給要件及び不支給の決定)

第9条 申請者及び申請内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は本支援金を支給しないものとする。

- (1) 第4条各号に規定する対象者の要件を満たさない場合
- (2) 第4条第3号の融資総額要件を満たす融資を受けた日から本支援金の支給決定の日までの間において、申請対象となる事業活動に関し法令に違反する重大な事実(故意又は重大な過失によるものに限る。)があると認められる場合
- (3) 申請内容が偽りその他不正行為に基づくものであると認められる場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、本支援金の趣旨に照らして適当でないと認められる場合

- 2 前項の規定により本支援金を支給しないことを決定した場合の不支給決定通知は、様式第3号によるものとする。

(状況確認等)

第10条 知事は、必要に応じて、第4条に規定する支給対象者の要件を満たしていること及び前条の不支給要件に該当しないことを確認するため、職員に現地調査を行わせ、又は書面等の提出を求めることができる。

- 2 本支援金の支給を受けた者(以下「受給者」という。)は、前項により行われる状況確認等に協力しなければならない。

(支援金の返還)

第11条 知事は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本支援金の支給決定を取り消し、受給者に対して、期限を定めて、支給した支援金の返還を命ずるものとする。

- (1) 本支援金の支給を受けた日から1年が経過する日までの間において、偽りその他不正行為によって支給を受けたことが認められた場合
- (2) 前条第1項の規定による状況確認等により、本支援金の支給を受けた日から1年が経過する日までの間において、申請対象となる事業活動について、今後の事業継続・発展を目的としないことが明らかとなった場合（廃業、事業中止、事業縮小等が止むを得ないものと認められる場合を除く。）
- (3) その他、他の支援制度の活用状況、創業支援機関、金融機関等の情報提供を踏まえ、返還を命ずる必要があると認められる場合

2 前項の本支援金の支給決定取消・返還通知は、様式第4号によるものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、本支援金の支給等について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年3月30日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年6月17日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までの対象者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までの対象者については、なお、従前の例による。